

空き家の早期利活用のススメ

早めの決断が重要！

空き家を所有した場合、敷地の除草や庭木の剪定、建物が破損した場合の改修など、維持管理のための費用が必要です。また、人が住まなくなった家は老朽化が早まる傾向にあり、利活用も難しくなります。早い段階で「売却する・賃貸に出す」「除却(解体)する」などの利活用を考えましょう。

売却する・賃貸に出す

自分で住む予定がない場合は空き家のままにせず、売却する・賃貸に出すなどの利活用を考えましょう。住宅を売却などする場合は、不動産業者に仲介を依頼するのが一般的です。

除却(解体)する

すでに老朽化などによる破損がひどく、リフォーム費用がかさむような場合は、建物を除却(解体)して、土地の利活用を考えましょう。

所有者のための相談窓口

空き家に関する相談には、登記などの権利関係や売却、リフォーム・解体など、専門的な内容も含まれます。津市では専門家団体で構成される「空き家ネットワークみえ」と協力し、所有する空き家での悩みや心配事の解決に取り組んでいますので、ぜひご相談ください。

問い合わせ

空き家ネットワークみえ
(三重県宅地建物取引業協会内、☎227-5018)
※9時～12時、
13時～17時(土・日曜日、休日は除く)



空き地を所有している人へ

空き地は、その所有者が管理しなければなりません。管理を怠ると雑草の繁茂や樹木が自生するなどし、害虫の発生やごみの不法投棄を誘発する恐れがあります。このような状態にならないよう、空き地の所有者は適正な管理をお願いします。

雑草対策として

- 適切な時期、頻度での刈り取り
- 防草シートの施工

なお、刈り取った雑草は風で飛ぶことがあるため、放置することなく適切に処分してください。

海岸をきれいに使いましょう

夏は、津市の海岸にたくさんの方が訪れます。地域の皆さんが毎年、海岸をきれいにするための清掃活動を行っていますが、全て取り除くことは難しい状況です。ごみをそのまま放置したり、その場に埋めたりすることは不法投棄であり、法律で禁止されている行為です。違反すると5年以下の懲役または、1,000万円以下の罰金が科されます。

自分で出したごみは必ず家に持ち帰り、分別して決められた日に決められた場所へ出すようお願いいたします。



阿漕浦海岸での清掃活動



清掃活動で集められたごみ